

○地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会条例

平成27年3月24日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。次条において「法」という。）第11条第4項の規定により、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について、市長の求めに応じて意見を述べるものとする。

- (1) 業務方法書の認可に関する事
- (2) 中期計画の認可に関する事
- (3) 各事業年度の業務実績の評価に関する事
- (4) 中期目標期間の業務実績の評価に関する事
- (5) 財務諸表の承認に関する事
- (6) 残余利益等の財源充当に関する事
- (7) 短期借入に係る認可に関する事
- (8) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第6号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。